

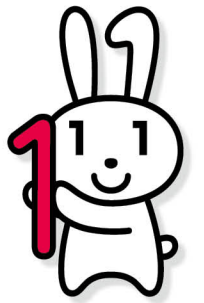
市役所でマイナンバーの記入や提示が必要になる主な手続き

区分	手続き	問い合わせ				
暮らし	住民票・戸籍	住民票を異動（転入・転居）するとき（★） 戸籍届出で氏名などを変更するとき（★）	市民課（内線 61-136）			
	子育て	母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）をするとき 低体重児出生届を提出するとき	健康課（☎ 22-8571）			
給付や届出		未熟児療育医療の給付申請をするとき	保険年金課（内線 61-139）			
		保育所の入所申込み（支給認定の申請）をするとき 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の認定請求をするとき	子ども未来課（内線 61-125・126）			
		母子父子寡婦福祉資金貸付の申請をするとき 児童生徒（小・中学校）の就学援助の認定申請をするとき	教育課（☎ 22-2333）			
保険・医療		国民健康保険	加入・脱退・転入・転出するとき 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主を変更するとき 高額療養費や補装具等の療養費・高額介護合算療養費の支給申請をするとき 第三者行為による被害の届出をするとき 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書等の再交付を申請するとき 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付・再交付を申請するとき 基準収入額適用申請をするとき	保険年金課 国民健康保険係 （内線 61-152・181・183）		
	後期高齢者医療		加入（75歳到達の人を除く）・脱退するとき 被保険者証の再交付を申請するとき 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付を申請するとき 高額療養費や補装具等の療養費・高額介護合算療養費の支給申請をするとき 基準収入額適用申請をするとき	保険年金課 後期高齢者医療係 （内線 61-150・183）		
			介護保険	介護保険資格の取得・変更・喪失に関する届出をするとき 要介護要支援認定・更新・区分変更の申請をするとき 負担限度額認定証の申請をするとき 住宅改修、福祉用具購入費の申請をするとき 高額介護（予防）サービス費の支給を申請するとき 被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証等の再交付の申請をするとき	介護サービス課 （内線 61-221・223・261）	
				福祉	生活保護を申請するとき 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請をするとき 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）を申請するとき 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを申請するとき 児童福祉法に基づく障害児通所給付費を申請するとき 障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請をするとき 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請をするとき 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を請求するとき	福祉事務所 （内線 61-121・123）
					税	市民税・県民税・国民健康保険税申告書を提出するとき（◆） 給与支払報告書を提出するとき（◆） 公的年金等支払報告書を提出するとき（◆） 市民税・県民税減免申請書を提出するとき 法人市民税申告書を提出するとき
	軽自動車税					軽自動車税減免申請書を提出するとき
	固定資産税	相続人代表者指定（変更）届を提出するとき 償却資産申告書を提出するとき 固定資産税減免申請書を提出するとき				税務課資産税係 （内線 61-158・161・166）

・★印は平成 27 年 10 月から、◆印は平成 28 年分申告などから。  
 ・上記以外にもマイナンバーが必要になる手続きがあります。詳しくは、手続きを行う各担当課までお問い合わせください。  
 ・マイナンバーの利用は、マイナンバー法や市の条例に定める社会保障・税・災害対策分野の事務手続きでの利用に限られています。

問 市総合政策課（☎ 22-1111、内線 61-385）

平成 28 年 1 月から、行政手続きでのマイナンバーの利用が始まります。手続きの際は、本人確認のための書類の準備をお願いします。



- ・市のマイナンバー利用事務の手続き（7 ページの手続きなど）をするときにマイナンバーの記入や提示が必要になります。
- ・マイナンバーを記入していただく際、本人確認（番号確認と身元確認）を実施しますので必要な書類をお持ちください。

本人確認に必要な書類

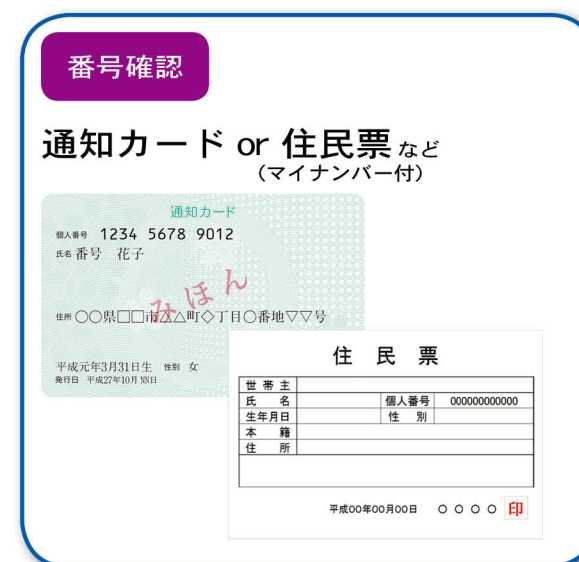
1 個人番号カードを持っている場合 → カード 1 枚で本人確認が完了します。



- 申請してね、個人番号カード
- あなたの個人番号カードが申請できます。
  - 個人番号カードの交付は 1 月以降となります。
  - 交付手数料は無料（初回）です。
  - 申請した人には、交付の準備ができ次第、交付場所などをハガキでお知らせします。
- ※個人番号カードの概要や申請・交付の方法など、くわしいことは、11 月下旬から 12 月上旬にかけて各世帯にお届けしている通知カードに同封の説明資料をご覧ください。

マイナンバー制度の出前講座始めました。問い合わせは、市総合政策課（内線 61-385）まで

2 個人番号カードを持っていない場合 → 複数の書類で本人確認を行います。



注）一部事務手続きにおいては、本人確認の方法が異なる場合があります。また、代理人による手続きの際は、①代理権の確認（委任状等）、②代理人の身元確認（代理人の免許証等）、③本人の番号確認（本人の個人番号カードの写し等）で本人確認を行います。詳しくは、手続きを行う各担当課にご確認ください。